

ドミニカ共和国政府による夜間外出禁止令の期間延長及び時間変更について

令和2年9月28日
在ドミニカ共和国日本国大使館

28日、アビナデル大統領は、大統領令504-20により夜間外出禁止令の期間延長を発表しました。期間は、9月28日から20日間延長されます。外出禁止時間については、月曜日から金曜日までが午後9時から翌午前5時まで、また週末（土曜日及び日曜日）は午後7時から翌午前5時までに変更されます。

なお、実施期間や外出禁止時間が変更される可能性もありますので、お出かけの際には最新情報の入手に努めてください。

今回の期間延長についての詳しい内容（スペイン語のみ）は次のリンクからご確認ください。

○<https://twitter.com/MinpreRD/status/1310589900597735424?s=19>

○<https://presidencia.gob.do/decretos/504-20>

【問い合わせ先】

在ドミニカ共和国日本国大使館領事部
EMBAJADA DEL JAPÓN EN LA REPÚBLICA DOMINICANA
TEL 1-809-567-3365 FAX 1-809-566-8013
consul@sd.mofa.go.jp